

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第21号 発行日：平成28年7月6日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本地震により、被害に遭われた方に対し、心よりお見舞い申し上げます。

熊本地震

熊本地震の影響で、5月20日に熊本地裁で予定されていた第16回口頭弁論期日が取り消されました。また、弁護団事務局のある熊本共同法律事務所が被災し移転を余儀なくされるなど、私たちの活動にも少なからぬ影響を与えました。

第41回全国公害被害者総行動デーに参加

6月1日、2日に東京で開催された第41回全国公害被害者総行動デーに、水俣病不知火患者会、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟原告団、弁護団、及び支援の皆様が参加しました。

全国公害被害者総行動デーとは、全国でたたかっている公害や薬害の被害者団体等が東京に集まって、各地での闘いの様子を報告し合って交流を深めたり、関係大臣や関係省庁等と交渉を行ったりするものです。熊本地震の影響もある中、水俣病の被害を訴えるために、熊本から総勢50名余りが参加しました。

環境大臣交渉の席で、丸川珠代環境大臣は、患者会の代表者、弁護団長、支援者の訴えを聞いた後、公害被害を二度と繰り返してはならないと述べ、水俣病犠牲者慰霊式に環境大臣として参加したいと意欲を示しました。

また、チツソ本社前での街頭宣伝活動では、水俣病被害の実態、水俣病問題が解決せずに苦しい日々を過ごしていることなどを東京に住む方々に知ってもらおうと、原告団、弁護団がそれぞれ思い思いの言葉で訴えました。



環境大臣交渉終了後、丸川珠代環境大臣と

握手を交わす大石利生会長



チツソ本社前街宣伝活動で発言する大石昭人弁護団長

【今後の予定】

7月15日 熊本訴訟 第16回弁論

7月27日 東京訴訟 第9回弁論

8月27日、28日 現地調査

10月29日 水俣病慰霊式

第8回口頭弁論期日 第10陣提訴・熊本地裁

・東京地裁

5月25日に東京地裁で、ノーモア・ミナマタ第2次東京訴訟の第8回口頭弁論期日が開かれました。

期日に先立って行われた門前集会には、総勢130人以上の原告・弁護団・支援者が集まりました。川合きり恵弁護士が期日の見通しを述べたほか、熊本から駆けつけた熊本原告団副団長の本田征雄さん、熊本弁護団の中村輝久弁護士が東京との連帯の思いを語りました。

口頭弁論期日では、^{あずま}東圭介弁護士が、『裁判の争点である「原告全員が水俣病被害を受けたかどうか」について、① 有機水銀に曝露したこと（体に取り入れたこと）、② 健康被害、③ ①と②の因果関係に分析できる。①については、陳述書等で立証する。②については、共通診断書で立証する。③については、一人一人についてバラバラに明らかにすることはできないから、「疫学」の考え方に基づいて立証する。つまり、水俣病が発生している「曝露地域」と「非曝露地域」の住民の健康診断結果をもって、曝露地域に住んでいて四肢末梢優位の感覚障害があれば、そこで生じている健康被害は水俣病といえることが高い確率で推測できる』とする考え方を述べました。

6月15日に熊本地裁において、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の第10陣提訴を行いました。新たに加わる原告は、68名で、熊本訴訟原告団の人数は、合わせて1224名となりました。第10陣原告は、40代から80代までの男女で、平均年齢は60.0歳です。原告の中には、特措法のいわゆる対象地域外の方が34名、特措法に申請していない方が48名含まれています。

提訴後に行われた報告集会で、今回、新たに原告となった天草市新和町の70代男性は、「小さい頃から漁業が盛んだった中田港の近くに住んでおり、芋やたくさん採れる魚介類が毎日の主食であった。」「昭和36年頃から、からす曲がりや手のしびれがあり、けがに気づかないこともあったが、それが水俣病の症状だとは思いませんでした。」「特措法に申請したが、聞き取りも検診もなく非該当になった。」「最近では手に力が入らず、顔を茶碗に近づけないと食事もできないようになり将来が不安である。」などの被害を訴えました。



提訴前に行われた門前集会の様子（熊本地裁）

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。

また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。

すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本市中央区京町1丁目12番2号京町会館2階

熊本共同法律事務所内（担当 永野）

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索